

## 令和7年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和7年6月24日（火）14:00～16:00

実施：リモート形式によるオンライン開催

### 次 第

- 1 開 会
- 2 説 明  
障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要
- 3 議 題  
(1) 令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について  
(2) 障害者差別に関する状況について  
(3) その他報告事項
- 4 閉 会

### 配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について
- ・ 資料2 令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 資料3 令和6年度障害者差別集計表(速報値)
- ・ 資料4-1【非公開資料】令和6年度障害者差別相談対応事例一覧
- ・ 資料5 さいたま市障害者総合支援指針 障害者差別相談票
- ・ 資料6 さいたま市合理的配慮提供支援に係る補助金交付要綱について

### 出 席 者

委 員・・・大村委員長、森脇委員、若杉委員、宮井委員、野邊委員、  
佐野委員、赤尾委員、丸山委員

臨 時 委 員・・・新井臨時委員、川津臨時委員、一ノ瀬臨時委員、竹内臨時委員、  
竹野谷臨時委員、黒金臨時委員、清水臨時委員、塚田臨時委員、  
塚越臨時委員、紺野臨時委員、宇土臨時委員

事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長  
障害政策課職員

### 欠 席 者

月岡委員、篠崎委員、稲積委員

## 1. 開 会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。私は、さいたま市の障害政策課の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

皆様、大変お忙しい中、令和7年度第1回、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員、臨時委員に委嘱任命させていただいた皆様につきましては、快くお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にお配りした資料としては、

- 1 次第
- 2 委員名簿。
- 3 資料1「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消支援地域協議会」について
- 4 資料2「令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発計画について」
- 5 資料3「令和6年度障害者差別集計表(速報値)」
- 6 資料4-1「令和6年度障害者差別相談対応事例一覧」

なお、資料4-1、令和6年度障害者差別相談対応事例一覧の詳細につきましては、個別具体的な事案でございますので、議題2「障害者差別に関する状況について」の際に、画面表示をさせていただきます。

- 7 資料5「さいたま市障害者総合支援指針 障害者差別相談票」
  - 8 資料6「さいたま市合理的配慮提供支援に係る補助金交付要綱について」
- 以上でございます。

続きまして、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインで出席の委員が20名、欠席の委員が2名、月岡委員と篠崎委員です。オブザーバーのさいたま地方法務局人権擁護課長稲積様の代理で矢田様に来ていただいております。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条第2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日はオブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局運輸局共生社会推進課課長補佐の中野様に出席いただいております。国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局主席運輸企画専門官の高木様につきましては所用により欠席と承っております代わりに柴山様にご出席をいただいております。

続きまして会議の公開でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により会議は原則公開となっております。本日、傍聴を希望する方2名が申請出ておりますので、傍聴を許可したいと存じます。

ただし議題の2の障害者差別に関する状況については、議題の後段において個別具体的な差別事案を取り扱いますので一部、非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、非公開部分に入る前にお声がけをいたしますので、申し訳ありませんがミーティングルームから退席をお願いします。

ここで皆様にお願いがございます。本日は、多くの方にオンライン Zoom で参加いただいておりますので、ご自身が発言をするとき以外はミュートに設定していただくようお願いいたします。

また、ご発言いただく際には実際に挙手していただくか挙手ボタンを押すなどした上で、委員長から指名後に発言をお願いします。その際、どなたが発言されたか分かるようにお名前をおっしゃっていただけますようお願いいたします。

それではただいまより、令和7年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。開会にあたりまして、障害政策課長の久保よりご挨拶を申し上げます。

(久保課長)

皆様、こんにちは。

障害政策課長の久保と申します。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日もご出席いただいております皆様におかれましては、平素より、本市の障害者施策の推進について、格別のご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

また今年度新たに本委員会の委員に委嘱任命されました皆様につきましては、御多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、本年度は、例年報告をさせていただきます。令和7年度における障害者差別の解消に関する周知啓発の取り組み計画や、昨年度、市が相談を受けた障害者差別事例について報告をさせていただきます。

また、その他の事項として、昨年度、委員の皆様からいただいた意見をもとに作成をしました。「さいたま市障害者相談支援指針」の障害者差別相談表に関する報告と、今年度、一部改正を行った「さいたま市合理的配慮の提供支援に係る補助金の交付要綱」に関する報告をさせていただきます。

引き続き委員をお引き受けいただいた方、また新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますが、改めて皆様方には、それぞれのご経験やお立場から、率直なご意見を賜りますようお願いいたします。

今後につきましても、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、障害者差別の解消を推進する取り組みを着実に進めて参りたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは本日、第1回の委員会開催ということですので、初めて顔を合わされる方もいらっしゃるかと存じますので、お手数ではございますが、委員の皆様のご自己紹介を最初をお願いしたいと存じます。

事務局私の方からご案内申し上げますのでお配りさせていただいている委員名簿の順に、お願いをしたいと思います。

それではまず大村委員、お願いいたします。

(大村委員)

皆さんこんにちは。筑波大学人間系助教の大村と申します。

どうぞよろしくお願ひします。

(事務局)

続きまして、森脇委員お願ひいたします。

(森脇委員)

森脇です皆様こんにちは。

青山学院大学で心理学科の教員をしております。改めまして森脇愛子と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、若杉委員、お願ひいたします。

(若杉委員)

さいたま市の4つの医師会を代表しまして岩槻医師会副会長の若杉と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、宮井委員、お願ひいたします。

(宮井委員)

大宮厚生病院医師の宮井と申します。

よろしくお願ひします。

(事務局)

続く埼玉弁護士会月岡委員は欠席です。

続いて人権擁護委員の野邊委員、お願ひいたします。

(野邊委員)

人権擁護委員の野邊と申します。よろしくお願ひします。

(事務局)

続きまして、佐野委員、お願ひいたします。

(佐野委員)

埼玉県社会保険労務士会の佐野と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、赤尾委員、お願ひいたします。

(赤尾委員)

公募委員の赤尾です。

現在、浦和特別支援学校PTA相談役、それとさいたま市手話サークル連絡協議会会長を務めています。障害を持つ子供の親の立場として、意見したいと思っています。よろしく願いいたします。

(事務局)

続きまして、丸山委員、お願いいたします。

(丸山委員)

障害当事者の丸山と申します。

視覚障害があってもちょっと不手際とかあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

(事務局)

続く、植水中学校篠崎委員は欠席でございます。

続いて臨時委員の方に移らせていただきます。

さいたま地方法務局の人権擁護課長の稲積様は本日欠席のため代理の矢田様、お願いいたします。

(矢田臨時委員)

さいたま地方法務局人権擁護課の矢田と申します。

本日は課長が所用のため代理として出席させていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

続いて、新井委員、お願いいたします。

(新井臨時委員)

埼玉労働局職業安定部職業対策課の新井と申します。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続いて、川津委員、お願いいたします。

(川津臨時委員)

私は耳が聞こえませんので代わりに手話通訳が声に訳して、お伝えいたします。

さいたま市聴覚障害者協会会長の川津と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

続いて、一ノ瀬委員、お願いいたします。

(一ノ瀬臨時委員)

さいたま市手をつなぐ育成会の一ノ瀬と申します。  
よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続いて竹内委員お願ひいたします。

(竹内臨時委員)

精神障害当事者会ウィーズの竹内政治です。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続いて竹野谷委員、お願ひいたします。

(竹野谷臨時委員)

さいたま市岩槻区障害者生活支援センターささぼしで相談員をしております竹野谷と申します。  
よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、黒金委員お願ひいたします。

(黒金臨時委員)

こんにちは。埼玉商工会議所の黒金といいます。  
私ども市内、1万2000の会員事業所からなります。経済団体でございます。  
どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

(事務局)

続いて、清水委員、お願ひいたします。

(清水臨時委員)

本来、埼玉弁護士会に所属しております弁護士の清水と申します。  
本日はよろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、塚田委員、お願ひいたします。

(塚田臨時委員)

自治医科大学附属さいたま医療センターのソーシャルワーカーの塚田と申します。  
よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続いて、塚越委員、お願ひいたします。

(塚越臨時委員)

皆様こんにちは。さいたま市消費生活総合センター所長の塚越と申します。  
よろしく願いいたします。

(事務局)

続いて、紺野委員、お願いします。

途切れているようですので飛ばさせていただいて、最後に宇土委員お願いいたします。

(宇土臨時委員)

初めまして。浦和区健康福祉部長福祉事務所長の宇土と申します。  
よろしくをお願いします。

(事務局)

オブザーバーの方にも自己紹介をお願いします。中野様お願いいたします。

(中野オブザーバー)

関東運輸局交通政策部共生社会推進課の中野と申します。  
本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

最後に柴山様にもお願いいたします。

(柴山オブザーバー)

埼玉運輸支局の柴山と申します。  
本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

よろしく願いいたします。皆様ありがとうございました。

続きまして、事務局側の職員の紹介をさせていただきます。

まず、先ほどご挨拶させていただきました、大久保課長でございます。

私はノーマライゼーション推進係長の荒木と申します。

続いて吉野参与、真野主査、久城主査、岩瀬主査、石口主任、檀淵主事です。

よろしく願いいたします。

以上をもちまして、委員の皆様及び事務局職員の紹介を終わります。

それでは本日は第1回目の委員会ということで、委員長が選出されておられません。

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第17条第1項では、委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。と規定されておりますので、どなたかご推薦ございましたら、挙手をして、ご指名をいただきたいと思います。

森脇委員、お願いいたします。

(森脇委員)

森脇でございます。

私から推薦をさせていただきたいと思うのですけれども、昨年度、この委員会の委員長を務められており、これまで経験、ご経緯などもよくご存じの大村委員に引き続きお願いをしてはと思うのですけれども、皆様いかがでしょうか。

(事務局)

皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本委員会の委員長は、引き続き、大村委員にお願いしたいと思えます。大村委員どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、大村委員には委員長就任のご挨拶をいただくとともに、以後の議事進行をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは大村委員よろしくお願ひいたします。

(大村委員長)

大変恐縮です。本委員会の委員長を、今ご説明いただきまして務めさせていただきこととなりました大村と申します。

前期に引き続き、皆様の議論がよりよいものにできるよう、お手伝いできればというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

振り返ってみますと、さいたま市はノーマライゼーション条例がありまして、障害者差別解消法に先駆けて、障害のある方のノーマライゼーションの推進に部分については、かなり力を入れてきたところかと思っております。

その条例に基づいた委員会ということで、本委員会がその役割を果たしてきたところかと思っております。

一方、2024年の4月には、障害者差別解消法が民間事業主を対象として、合理的配慮の義務化という形になりまして、いろいろと法律が施行され、なおかつ法律もここ最近推進状況もかなり進んできたということがありますので、時代に即した形に、少しずつ私たちも変化をしたり、それから、キャッチアップしていったりってことがもしかすると必要になってくるかもしれません。

これまで先を行っていたさいたま市ですけれども、もしかすると、この後、他の自治体の動向であるとか、それから他の法律の動向も参考にしながら、私たちも議論をしていくべき時に来ているのかなというふうに思っています。

そういう意味では、皆様方のご経験であるとか、それぞれのご所属されている団体、それからご所属されている機関での様々な情報等は、非常に重要なソースになるというふうに考えています。

ぜひ忌憚のないご意見をいただけるとありがたく思っております。

昨年度はこの委員会では、さいたま市障害者相談支援指針障害者差別相談票というものを、新しい様式に変更するという少し大きな取り組みをさせていただきました。

この後、おそらくまた説明が事務局からあると思うのですけれども、これまで虐待と差別を一緒の様式にしていたものを、やはり法律も異なりますので、しっかりと差別の事案について、市民からの相談があったときに、受けとめが出来、相談がしっか

りルートに乗るということが重要なところ、この委員会の中で提案があり、そして、実現したということになっています。

これは各支援課とか、それから障害者相談支援センターなどでも、この相談票を使って相談を受け付けているかと思うので、市民に非常に身近なところでの、大きな下支えの部分に変更されたというふうに考えておりますので、このような形で皆様方のご意見をもとに、この委員会で決めることで、市民の皆様の、特に障害のある皆様のノーマライゼーション推進とか、地域生活支援の推進が進んでいくのではないかと思いますので、ぜひ、いろいろとご意見いただけますと、幸いに存じます。

それでは議事進行につきまして、この後私の方で進めさせていただきます。

本委員会の副委員長につきましては、条例施行規則の 14 条により、互選により選出すると規定されております。

私といたしましては、障害者の施策の状況にお詳しい、特に差別解消とか合理的配慮の提供についてお詳しい森脇委員にお願いできればというふうに考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、森脇委員に本委員会の副委員長をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議の始めに、今年度から初めて委員を務めいただく方も多ことから、事務局の方から、この委員会について説明をお願いできればと思います。

よろしくお願いたします。

## 2. 説明

(事務局)

それでは今年度新たにご就任いただいた委員及び臨時委員がいらっしゃいますので、改めて障害者の権利の擁護に関する委員会及び、障害者差別解消部会の概要についてご説明させていただきます。

資料 1、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会、障害者差別解消部会、障害者差別解消支援地域協議会についてをご覧ください。

ノーマライゼーション条例第 15 条に定める本委員会は、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること、個別の障害者差別事案に関して申し立てがあった場合に、助言またはあっせんを行うことなどを目的として設置された附属機関となっております。

また部会は、障害者差別解消法第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会としての位置付けもございます。

しかしながら本市におきましては、平成 23 年の条例施行分以降、条例に基づく差別の申し立てがないことから、障害者差別解消支援地域協議会として設置する障害者差別解消部会と合同で開催し、障害者の差別解消に係る周知啓発や、申し立てに至らない差別相談の事案等について協議報告を行っております。

なお本委員会の臨時委員については、障害者差別解消部会としての任命になることから、本委員会で実施する差別申立に対し助言またはあっせんに関与いたしません。

今年度の今後の開催予定でございますが、年間 2 回の開催でございますので、本日、第 1 回の開催となり、第 2 回の開催は、令和 8 年 1 月 27 日火曜日 14 時からオンラインでの開催を予定しております。

以上、簡単ではございますが、本委員会についての説明を終わります。

(大村委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、この委員会の設置の趣旨、それから、内容ですね、ご説明があったところかと思えますけれども皆様方の方で何か確認をしたい事項などございますでしょうか。

助言、あっせんを行うような申し立て事案は発生していないけれども、その手前の段階で、かなり支援課であるとか支援センターを中心に、相談を受けて下さっている状況があるということと、それからまだこの助言あっせんは行っていないけれどももしその場合には、臨時委員の方々を除き、そのことを審議する、助言あっせんを行う委員会であるということが確認できたかと思えます。

この後皆様方もおそらく、それぞれの団体様でご活動いただいたり、それから市民の方からもご相談を受ける場面があるかと思うのですけれども、さいたま市のこの構造について、ぜひ共有、理解いただいて、何かあった場合にはこの枠組みに載せるということを念頭に、ご議論いただけますとありがたく思っております。

そうしましたら、次の議題に移らせていただきます。

今の枠組みについても、何か気になることや、確認したいことがあればいつでもまたその時々で仰っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、次の議題、議題の1番目、障害者差別解消に関する周知啓発に関する状況についてというところに移りたいと思います。

こちら事務局の方から説明をお願いできるでしょうか。

### 3. 議 事

#### 議題1. 令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について

(事務局)

それでは、議題1「障害者差別解消に関する周知啓発について」、御説明いたします。

お配りしております、資料2「令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発について」を御覧ください。まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」としましては、(1)パンフレットの作成・配布と(2)合理的配慮提供促進事業がございます。

まず、パンフレットの作成・配布についてですが、本市では、主に事業者や市民を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」と、主に小学6年生を対象とした「ノーマライゼーション条例リーフレット」がございます。

「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」については、例年、啓発イベントで配布を行うほか、この後御説明をいたします、合理的配慮提供促進事業の周知と併せ、市内飲食店、医療機関等へ配布をしています。

「ノーマライゼーション条例リーフレット」については、毎年小学6年生向けに配布を行っているもので、各学校において、人権の学習の一環として取扱ってもらっております。今年度もより理解を深めてもらえるよう、昨年度に引き続き、子どもから大人まで老若男女問わず、幅広い方を対象として作成した「ノーマライゼーション啓発アニメーション動画」について掲載している「ノーマライゼーション条例WEB」へ

のアクセスを促す外、ヘルプマークについての理解も深められるワークシートを、リーフレットと併せて4月上旬に配布しました。

また、授業を行う先生用の説明資料へ新しくリーフレット、ワークシートの活用例や障害政策課で実施している出前講座「ノーマライゼーションって何？」について紹介する文を加えました。

次に、合理的配慮提供促進事業について、説明いたします。

本事業の目的といたしましては、障害のある方が日常生活において利用する店舗等の事業所、例えば小売店や医療機関、飲食店、美容室等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付するものです。

交付の例としましては、簡易スロープや筆談ボード、パーテーション等の物品購入に係る費用、また、点字メニューの作成等に係るコミュニケーションツール作成費です。

令和元年度に始まった事業で、令和6年度までに合計で39件の申請をいただいております。補助物品としては、折り畳み式簡易スロープや筆談ボード、骨伝導イヤホン等が実績としてございます。

今年度も、より多くの事業所に活用いただけるよう、医療機関や飲食店など、障害のある方が日常的に利用する施設に対して周知を行ってまいります。

また、本事業については今年度より補助金の申請にあたって合理的配慮の提供に関して正確に理解を深めていただくため、市出前講座を受講していただくこととしております。詳しくは、議題3その他報告事項で説明させていただきます。

続いて、(3) イベントにおける周知についてでございます。

イベントにおける周知としては大きく3点ございます。

まず、①大宮アルディージャ手話応援についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。

今年度は、8月23日(土)にNACK5スタジアムにおいて実施予定です。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解について触れる予定です。また、啓発グッズやパンフレットの配布などにより、ノーマライゼーションの理念について啓発を行います。

続きまして、②障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この「市民のつどい」は、12月3日から9日の障害者週間を記念いたしまして、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、毎年12月頃に開催しているイベントでございます。

今年度も、昨年度同様、プラザノースと市民広場、きたまちしましま公園にて、12月6日土曜日に実施予定です。こちらのイベントにおきましては、著名な障害当事者、支援者等を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、体験等を通じて障害者の理解の推進を図る予定でございます。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントでございます。今年度も、来年2月に、ブラインドサッカーの親善試合を実施予定でございます。こちらにつきましては、親善試合を行うだけでなく、パ

ンフレットの配布や障害者差別解消の啓発ブースにおいて啓発を行うほか、ブラインドサッカーの体験イベント等を実施する予定でございます。

続きまして、(4)研修等の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を実施する予定でございます。昨年度から資料をホームページへ掲載して実施する方法と、対面で講義やグループワークを行う方法の2種類の研修を実施しております。

続きまして、「2 市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、(1)「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございます。各課所室等から職員1名が参加することとし、合計が約400名となります。

また、市内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修を実施する予定でございます。

最後に、(2)ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。昨年度は、埼玉県ボッチャ協会事務局長村田由美子氏に御協力をいただき、ボッチャ協議について御講義、体験指導いただきました。

今年度につきましては、11月頃に、手話についての研修を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。

(大村委員長)

ご説明ありがとうございました。

ご質問ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

丸山委員、お願いします

(丸山委員)

丸山です。ただいまの議題につきまして3テーマほど、まず1市民を対象とした啓発の(2)。それから、(3)の②の市民のつどい、それから、2の市職員を対象とした啓発の(2)の幹部職員に対するものの3テーマについて発言したいのですが、1テーマずつ、よろしいでしょうか。

(大村委員長)

お願いいたします。

(丸山委員)

まず1の市民を対象とした市啓発活動で、(2)の合理的配慮提供促進事業に関して、まず改善いただきました点で後程ご説明いただくこととなります資料6にも関連いたしますけども、対象事業所が不特定多数が利用する事業所全てになった点。それから、申請者に対して、ノーマライゼーションに関する出前講座を受講する件、改正いただきましたことについては、とてもよい改正だと思っております。ありがとうございます。

それを踏まえてご提案が2点ほどあります。

最近人手不足とか、ICT化の、普及からお店などのアプリやウェブサイトの重要性が、店頭端末などを含めて、非常に重要になっているのですけども、視覚障害者に対する、配慮ができていないことから困ってしまっている事例が大変増えています。

一般ユーザーの人が使えるものを視覚障害者には使えないバリアが生じてしまっているので、Webやアプリを、視覚障害者等いろんな人が使えるようにすることをアクセシビリティ対応といいますけど、これにも費用がかかるので、ぜひ、補助金の対象として追加することを提案させていただきます。

また例えば店頭の端末でしたら、タッチパネルですと暗証番号の入力などが、視覚障害者にはできませんので、ボタン式のテンキーを用意していただくとかそういうことも、事例になると考えています。

もう1つ、出前講座でWebやアプリを視覚障害者も利用していることが事業者の方にあまり知られていないようですので、ぜひ視覚障害者も利用しているということを出前講座でも周知していただいた上で、画像に文字情報などの補足がないと視覚障害者が、困ってしまうというようなことも含めて、具体的な内容を入れていただきたいと提案させていただきます。

この提案は、情報アクセシビリティコミュニケーション法に基づいて提案させていただきます。

また対応方法につきましては、デジタル庁のホームページなどにも出ていますので、以上2点ご提案させていただきました。

(大村委員長)

丸山委員ありがとうございました。

ご発言は以上でよろしかったでしょうか。差し支えなければ、他のご意見も合わせてことができますでしょうか。

(丸山委員)

分かりました。

では2テーマ目についてですが、3の、イベントにおける周知の②の障害者週間市民のつどいについてです。

毎年開催されているようなんですけど内容とか場所も毎年同じでマンネリ化しているのと、私も去年参加させていただいたんですけど、立ち寄りやすいという感じでもないのです、まず、提案1としましては、具体的に、障害者に市民の方に接して欲しいという思いから障害者への接し方などについて、あまり長くない動画を作って常時流していただくようなことをされてはいかがでしょうか。

例えば、ロービジョンの人とか、肢体不自由でも車椅子を使ってない人もいますよとか、難聴の方とか、そういう方も結構、人数としては多いですので、街中で見かけることも多いと思いますので、このような人たちにどうやって声をかけて欲しいか。やはり障害者も普通の人ですので、尊厳を持って普通に声をかけていただきたいということと、必要な配慮を確認して、どんな配慮をして欲しいというようなことを、動画で常に流しておいていただきたい。

また、2点目はプラザノースだけじゃなくて、例えばレイボックホールとか、浦和のコムナーレとか、武蔵浦和、サウスピアなどの、より多くの人立ち寄りやすい場所で順番に開催するなど、ぜひご検討いただきたいと考えました。

最後に、2の職員対象の啓発について、このノーマライゼーション社会の実現に、向けた姿勢を市民に示すということなのですが幹部職員の方が研修を受講して、誰にどういう目的でどのように示しているのかよくわからないなという印象がありまして、幹部の皆さんの仕事としてはもっと政策立案をリードするようなことがお仕事となるでしょうから、もっと何かスポーツ体験とかというよりは、障害者の生活の実情を理解していただけるような内容にして、市幹部の皆さんの仕事の間として、障害福祉以外にもいろいろ関係しますから、ぜひ仕事に生かすことで、市民に示していただきたいというのが、意見です。

この議題に関する意見は以上です。よろしく願いいたします。

(大村委員長)

ご意見ありがとうございます。

いくつか丸山委員の方からご提案とご意見があったかと思えます。

事務局の方でお答えできる部分をまとめてお願いできればと思うのですが、1つ目がアプリやウェブサイト、それからボタン式のテンキーも含めた、様々な改修、或いは機器の購入についても補助金の対象にさせていただくことが可能かどうかということであったり、それから出前講座で、Webやアプリなど、つまりICTを使って、障害のある方々が生活をしているということがわかるような機会というのが提供できないかどうか。

それから、イベントの場所について伝統的に、プラザノースを使用していると思うのですが、他の場所が検討できるのかどうか、それから動画を使った啓発も考えられるのではないかというご意見がありました。

また、幹部職員の研修について、中身について一体どのように決めているのか、或いは、私たちも障害当事者或いは障害の関係者としてこういうことを、学んで欲しいことが恐らくあるかと思うのですが、そことの絡みですね、そことの連動をどのように作っていくのか、或いは現状で今どのように考えているのかというところかと思えます。

事務局の方でお答えできる部分をお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局)

障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

いただいたご意見等提案について回答させていただきます。

まず1点目の合理的配慮提供促進事業の関係なんですけれども、こちらはご紹介さ

せていただいた通り、補助対象といったものは簡易スロープがほとんどメインになっている状況でございます。丸山委員からご提案いただいた、タッチパネルを補完するようなボタン式のテンキーなどの導入についても、対象として考えたほうがいいのではないかという意見につきましては、検討させていただきたいと思っております。

今のところこういった形での、申請というのは出てきていない状況ではあるのですが、丸山委員にご提案いただいた通り、タッチパネルは最近、店舗等でも増えてきておりまして、目をつぶった状態では我々も操作のしようがないと思っておりますので、それを補完するような意味での、ボタン式のテンキーの購入も対象にできないかということにつきましては検討をさせていただきたいと思っております。

もう1点目の出前講座の際に、視覚障害の方もアプリとかWeb活用されているということをごきちんと周知して欲しいといったご意見について、こちらにつきましても出前講座の中で、視覚障害の方、聴覚障害の方を含めた意思疎通支援が必要な方々への配慮につきましては説明させていただいてるところではあるのですが、丸山委員がおっしゃられたような具体例を交えて紹介させていただいて、読み上げ対応等が必要だということをご理解していただくような形での説明をごきちんと加え、出前講座に含めていきたいと思っております。

特に最近視覚障害の方からの声が多いのは先ほど申し上げたタッチパネルの対応です。当然こちらにつきましては視覚障害の方は、操作のしようがないところでございます。

逆に聴覚障害の方はインターホンだけのところ、駅の無人化になっているところ、そういったところでは、インターホン、音声だけでは対応できない状況だということをごいただいておりますので、このような具体的な困難な状況に直面してしまうということをご、具体例を交えた形で周知であったり、出前講座で障害のある方への意思疎通支援の必要性といったものを訴えかけるような出前講座の内容を今後、我々も検討していきたいと思っております。

続いての資料2の2ページ目のイベントの周知の障害者週間「市民のつどい」の内容について、昨年度のイベントに参加いただいたということで、ありがとうございます。

こちらについてのご意見ということで内容と場所について、マンネリ化しているのではないかと、というご意見をいただきました。

こちらにつきましても頻繁にいただいている意見でございます。

まず場所につきましては、実はこれまでのところ障害者週間「市民のつどい」の開催場所ってというのは結構転々として参りました。

ここを3年ほどは、北区のプラザノース周辺で開催しているのですが、それ以前は浦和駅東口の、パルコの駅前と浦和コミュニティセンターの9階10階あたりを会場として開催していた時期もございました。

ただそれぞれの会場についても一長一短がございます。駅前で非常に人が集まりやすい便利な場所ではあるのですが、この浦和駅東口は、駅前広場の部分とコミュニティセンターの浦和パルコの建物10階部分が離れてしまうことから、イベントとしての一体性がなかなか保てないといった、そういった欠点もございます。結局駅前のすぐ東口の広場のところに人はいるのですが、肝心の浦和コミュニティセンター10階部分で開催するイベントの方にはなかなか足を運んでいただけない、そうい

った欠点がございまして、イベントを一体的に開催できる会場ということで、令和4年度からプラザノースの会場の方に移らせていただいたというところがございます。その間にコロナ禍で、Web開催を開いていた時期があったのですが、開催場所については、常にいろいろ試行錯誤しながら検討をしているところがございます。

さらにその以前は浦和区大原の障害者交流センター等、そういったところで開かせていただいたりした時期もございました。

それぞれの会場については一長一短ありまして、人がなかなか集まらないとか、一体的にイベントを開催できないとかそういった中で、試行錯誤しながら、会場の方を選定しているというところがございます。こちらについてもまた、いただいたご意見を参考に、今後の開催会場等について検討する1つの材料とさせていただきたいと思っております。

障害者週間、市民のつどいにつきましては実行委員会を立ち上げて実行委員会の方で、イベントの内容等を検討し、実施しているところがございます。

この開催会場についても実行委員会の方で検討いただいているところがございますので、本日いただいたご意見については随時、実行委員会の方にもお伝えさせていただき、今後のイベントの内容等についての検討も含め、実行委員会の方には伝えさせていただきたいと思っております。

実行委員会の方でもレイボックホールとか、そういったところは候補地として挙げて検討しているところではございますので、そのような点も含めて、実行委員会の方に報告をさせていただきたいと思っております。

もう1点、障害のある方への接し方についての動画を流した方がいいのではないかというご提案をいただきました。

こちらにつきましても流す内容等も含め、動画を流すような場面は、所々あるかと思っておりますので、実行委員会の方へこのような提案があったということを伝えさせていただきたいと思っております。

最後に職員研修につきましては、ノーマライゼーション推進の市職員研修の幹部研修についてのご提案でございます。

こちらにつきましてもノーマライゼーション条例ができた平成24年度から毎年、幹部職員を対象に実施しております。こちらについては基本的に市の職員、市長副市長等をはじめとする市の幹部職員が率先して障害のある方に対する理解を深めていく、ということを実践しているものでございます。

内容としましては、非常に基礎的な内容であり、時間も1時間程度しか、枠を設けられないという制約もあるのですが、毎年毎回基礎的な内容となってしまうのが実情でございます。ただ、こちらにつきましても先ほど丸山委員からご提案があった通り、政策を立案、リードするような立場の者たちなので、障害のある方の生活の実情を理解するような講義を主体にした内容にもう少し重点を置いて、体験ではなく、障害のある方の実情をより深く知る、そういった内容の研修を実施することについて今後検討させていただきたいと思っております。

今年度令和7年度は手話の体験という形で進めさせていただいているのですが、それ以前の令和5年度につきましては、障害のある方の実情、視覚障害、弱視の方なんですけれども、その方にお越しいただいて、あと眼科医の先生にご講義いただき、弱視の方、視覚に障害がある方の実情について、幹部職員に知っていただき、理解しても

らうといった内容の研修を進めさせていただいた回もございます。今、丸山委員からご提案いただいたような研修の方向性につきましても、決して見失わず、その方向での研修内容といったものも、今後重要な視点だということで実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(大村委員長)

ありがとうございます。

丸山委員、いかがでしょうか。今の回答について。

(丸山委員)

ご回答ありがとうございます。いろいろ前向きに取り組んでいただけるということで、ありがとうございます。

Webの改善費用についても、そうすぐには難しいかもしれないですけど、ぜひ検討いただければなと考えております。ありがとうございます。

(大村委員長)

先ほどのアプリケーションですねアプリやウェブページウェブサイトなどの改修について、視覚障害のある方も含めて或いは発達障害のある方にも使いやすいようなアプリケーションや、ウェブサイトなどの開発の費用についても、この合理的配慮提供促進事業の中で、補助対象として検討して欲しいという趣旨だったかなというふうに思います。

引き続き事務局の方でご検討いただければと思います。

他にこの件に関わってご意見のある方、お願いいたします。

一ノ瀬委員お願いいたします。

(一ノ瀬委員)

出前講座のノーマライゼーションって何っていうのは、どのぐらいの時間で、どのような内容のものなのかちょっと教えていただきたいと思ったのですが。

(大村委員長)

出前講座の内容と時間、それからどなたが講師になるのかとかその辺りですかね。事務局の方で回答あるでしょうか。お願いいたします。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。

こちらの出前講座につきましてはですね、タイトルが「ノーマライゼーションってなに？」という形で開かせていただいております、概ね時間は40分から1時間程度を目安に実施しております。

内容につきましてはノーマライゼーションの理念と、障害者差別解消法、あとノーマライゼーション条例(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例)、こちらの内容についての出前講座を開かせていただいております。

います。

具体的には障害のある方に対する理解と、障害のある方と接するに際して必要な配慮等について、具体例を交えて説明をさせていただいてるところでございます。

対象は基本学校であったり市内の企業等であったり特に制約はなく、実施してるところであります。事例としては主に市内にある、短大等に赴かせていただいて、講師に関しては市の職員が、伺わせていただいてこの障害者差別解消法、ノーマライゼーション条例についてお話をさせていただくといった内容となっております。

この中で合理的配慮の提供とか建設的対話の必要性について、噛み砕いて具体例を交えて、普段、障害のある方に接することがない方たちに対して簡単に説明するというような内容となっております。

(大村委員長)

いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

他に質問或いはご意見などいかがでしょうか。

竹野谷委員お願いいたします。

(竹野谷臨時委員)

岩槻区障害者生活支援センターささぼしの竹野谷です。

もう取り組んでいたらあれなんです。私支援センターとして、この差別事案に対して、受けつけとか、そういった対応してるわけですけども、長年支援センター職員をやってきて、正直言ってですね、これは差別じゃないのですかっていうお問い合わせとか、そういったことってというのが、あんまりないんです。

私たちが意識して、ご本人たち、当事者の方のお話を聞いていかないと、それって差別なんじゃないのかな。というのを、スルーしてってしまうようなところが正直言ってあると思っていて、事業所の中でも、かなり意識して、お話を聞くときにそういったことにもアンテナを張りながらやってるんですけども、当事者の方たちご本人たちが、そもそも差別って何なのかっていうことを、ご本人たち自身がどれぐらい知ってらっしゃるのかなっていうことをちょっと思っていて、特に知的障害のある方とか、虐待とかもそうですけど、知的障害のある方なんか、何が虐待なのかっていうのはやっぱりご存じなかったりとかして、なんかただ職員さんとふざけてるだけだったみたいなこととかって、よく、調べて聞き取りしていくとあったりすると思うんですけど、そういったことも含めてやっぱり当事者の方たち自身に、もう少しこの、障害者差別っていうところについての知識だったり、そういったことを学んでもらえる機会だったりとか、このパンフレットの配布等も例えばですけど、作業所だったり、その当事者の方たちが利用する場所に、もう少し配ったりとかして、周知啓発していくとかっていうのも1つなのかなと思います。

このアニメーション動画っていうのもすごくいいなと思っていて、視覚的にもわかりやすく情報が入りやすいのかなと思いますし、そういったものの活用が、ご本人たちにできる機会、またはそういった場所を提供していただけるといいんじゃないかなっていうのをちょっと思ったところです。以上です。

(大村委員長)

竹野谷委員ありがとうございます。

障害者差別解消に関する周知啓発というのが、障害のある人向けではなくて障害のない方、一般の市民向けのものが非常に多いので、とはいえ当事者の方向けにそのことを周知したり、啓発したりするのが追いついているんだらうかってそういう疑問というふうに理解をいたしました。

この点に関わっては、少し当事者団体の方々にもお話をお伺いできればなというふうに思うのですが、例えば竹内委員や一ノ瀬委員など、ご自身の団体などで取り組んでいる、例えば知的障害のある方の親御さんやご本人に向けて、合理的配慮や差別解消に関わる、その周知啓発であるとか、それから竹内委員におかれましては、団体の方でそういう取り組みがもしあれば、少しこの場でご協議いただけるとありがたいと思っております。

併せて、そういう団体で実施している取り組みだけではなくて、会員からこういう声があるとか、こういうことをやって欲しいとかということがあれば、少しお聞かせいただくことができるでしょうか。竹内委員いかがですか。

(竹内臨時委員)

私は精神障害者の自助グループをやっているんですけど、やっぱり精神障害者って結構偏見とか差別とか根強いんですよ。

例えば病院から出られないというのも1つの差別だし、病院で拘束されていることがすごく多いということも今事実としてあります。

ですので、本人たちも分からないような差別というのは世の中にいっぱいあるので、そこら辺はもうね、感情を含め家族を含め、知らしめていくってのが大事ななと思ったりします。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございます。

何か団体の方でそういう研修とか啓発の取り組みみたいなのでされてるんですか。

(竹内臨時委員)

年に1回学習会はやってるのですが大体コミュニケーションの勉強をしています。

やっぱり健常者と障害者とのコミュニケーションが大事なので、コミュニケーションの仕方を学ぶっていう学習会ですね。

(大村委員長)

ありがとうございます。

一ノ瀬委員いかがですか。

(一ノ瀬臨時委員)

当会は知的障害の子を持つ親の会なので、知的障害があるっていうのはどういうことかっていうことをテーマに、全国の手をつなぐ育成会とともにP&Aキャラバン隊

というものをやっています。

そちらで、知的障害とはどういうものかというのを、ワークショップ形式で、依頼された場所に行って、説明するっていうことを行っています。

あと差別に関しては、皆さんあるとは思いますが、皆さんあんまり口にしないときもあります。口にするのもやっぱり、大変なときもあるのかなというのと、あとはやっぱりこう、周りでいろんな方にいろんな目線で見られることに、やっぱり見られちゃったなんて、思ってしまったって、それを逆に慣れてしまって口にもできないってというような感じですか。すみません。最近はその話はしてきてないです。

(大村委員長)

ありがとうございます。

一ノ瀬委員と竹内委員に、それぞれの団体で、合理的配慮って一体何なのかっていうところの研修会を確か昨年度されてたような記憶があったのですみません振らせてもらった次第でした。

(一ノ瀬臨時委員)

すみません。昨年度の1月に大村先生を講師に迎えて、合理的配慮の基本っていうタイトルで、障害者の人の合理的配慮というのはどういうものかとか、あとはどういうことを言っているのかっていうのを大村先生に具体的に解説していただいた研修会を昨年度行いました。

それは小中高の学生さんの親御さんに向けて、行ったんですけども、わかりやすかったっていうお話や、こういうことは言ってもいいんだ、わがままではないんだっていうこと、ご理解を得られたっていう点ではいい研修ができたかなと思っています。

これから先もやっていきたいっていうところで、会の方では話が出ています。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございます。

こんなふうに障害のある当事者や親御さんの方でも学習をする機会があるという共有だったかと思えます。

川津委員、いかがでしょうか。聴覚障害のある方々の会では、何かその合理的配慮であったりとか、それから、障害者差別解消に関わる、当事者に対する周知啓発みたいなものってどんなふうにされてらっしゃるでしょうか。

(川津臨時委員)

川津です。障害者の差別、合理的配慮のための学習会は実はやっていないです。逆に聞こえる人、聞こえる団体と一緒に学習会ということ、差別に対して合理的配慮に対してなんだろうといったところの、聞こえない人に対するコミュニケーション方法の理解といったところを、聞こえる人の団体と活動をして勉強しているところです。

手話をまねるって言葉を昔は使っていたのですが、今、手話というのが、言語として認められている中で、いまだに手まねみたいな言葉を使っている人がいたりとか、それから手話という言葉がまだまだ手話が言語であるって言葉が広がらず、

相変わらず手まねといった差別に関わるような言い方をしているっていう状況も実際にあったりします。

それを、改善するため、合理的配慮が必要であるということを要望しているところです。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございました。

こんな形で当事者の方々や当事者の親御さんなども含めた団体でも、学習の機会が必要だからこそ、いつそういった活動をされてるのかなというふうに思いますので、多分他に自主的にされてる部分も否めないと思いますし、必要だからされてるってことがあるのかなと思うので、これを私たち、この委員会としても、どんなふうにバックアップできるのかとか応援できるのかというところもあわせて検討できるのかなと思います。

今すぐ議題に挙げるとかってことになるかどうかかわからないのですが、事情が共有できましたので、少し、当事者に向けた、啓発だったりとか学習の機会とかっていうのを一緒に考えていけるといいかなと思います。

他に皆様がたの方で議題の1番に関わって、ご意見のある方いらっしゃるでしょうか。

はい。よろしければ議題の2に移らせていただきたいと思います。

それでは議題の2番目、障害者差別に関する状況についてということで事務局からご説明お願いいたします。

## 議題2. 令和6年度障害者差別集計表(速報値)について

(事務局)

それでは、議題2「障害者差別に関する状況について」御説明いたします。資料3「令和6年度障害者差別集計表(速報値)」御覧ください。こちらは、令和6年度に市が相談を受けた障害者差別事例について集計したものです。

令和6年度1年間の対応件数は、4件でございます。

まず、対応状況ですが、4件すべてを障害政策課で対応しており、各区での対応件数は0件でした。

次に、③「被差別者の性別」では、男性2名、女性が2名となっております。④の「被差別者の年齢」では、10代が1名、30代が1名、不明が2名です。次に、⑤の「被差別者の障害種別」でございますが、発達障害の方が1名、肢体不自由の方が1名、視覚障害の方が1名、知的障害の方が1名です。⑥の「被差別者の障害等級」ですが、相談者の個人情報が必要以上の聞き取りを行っていないため、不明が多くなっております。

次に裏面を御覧いただきまして、⑦「差別の相談者」ですが、本人からが1件、当事者の親からが1件、友人からが1件、日本盲導犬協会からが1件となっております。

⑧の「差別の分類」につきましては、建物や施設利用に関するものが3件、通学に関するものが1件、でございます。

次のページは、参考に過去5年の相談件数について記載しているものです。年間の相談件数としては、年度によって数件の前後はあるものの、4件程度で推移していま

す。

分野別の件数を見ますと、日常生活におけるいずれの場面においても差別に関する相談が挙げられておりますが、施設利用に関する事案が多く見受けられます。

以上で資料3の説明を終わります。

(大村委員長)

ありがとうございました。

2024年4月から、障害者差別解消法民間事業者も含めて、合理的配慮が義務化されたところですが、大きく件数が変わらないというところも確認できたかなというふうに思っております。

先ほど竹野谷委員からありましたけれども、障害のある当事者自身がそのことを気づいて申し立てをすることができたり、相談することができるというのが、もしかするとまだまだ十分ではない可能性があるのかなと思って拝見をしておりました。

ありがとうございます。

それではここから個人情報を含む資料の説明に入りますので、申し訳ございませんが傍聴者の方につきましては、ここでミーティングルームからのご退席をお願いいたします。事務局、事務局の方でご対応お願いできるでしょうか。

それでは、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

### 議題3. その他報告事項 さいたま市障害者相談支援指針について

それでは、議題3「その他報告事項」の「さいたま市障害者相談支援指針障害者差別相談票について」御説明いたします。資料5「さいたま市障害者相談支援指針 障害者差別相談票」を御覧ください。

まずこの支援指針ですが、さいたま市地域自立支援協議会において、相談支援業務に対する行政の公的な性格をもつ文書としての実務指針が必要不可欠と考え、平成23年4月に相談支援に関する実務指針として作成したものです。毎年改訂をしているというのではなく、随時実態に合せ、必要に応じて改定を行っております。

今回お配りしている資料は障害者差別相談票の様式と記入例を抜粋したもので、昨年度委員の皆様からご意見をいただき作成した相談票となります。

こちらの相談票につきましては昨年度の第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会の後、令和7年3月25日に障害福祉課を通じて各区支援課と障害者生活支援センターへ様式、記入例のデータを送付し、様式の変更について周知いたしました。

「さいたま市障害者相談指針」への掲載については次回の冊子刷り直しのタイミングに合わせ、様式の差し替えを行う予定です。

以上が「さいたま市障害者相談支援指針 障害者差別相談票」についての報告となります。

相談票について様々な御意見、御協力を賜り、ありがとうございました。

### 議題3. その他報告事項 さいたま市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付要綱改正について

それでは、議題3「その他報告事項」の「さいたま市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付要綱改正」について

る補助金交付要綱改正」について御説明いたします。資料6「さいたま市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付要綱改正箇所抜粋」を御覧ください。

まず、こちらの要綱についてですが、ノーマライゼーション条例に基づき、事業者が合理的配慮の提供を容易に行うことができるようにすることを目的に、事業者が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付する事業についてとりまとめたものであり、令和元年7月1日から施行しております。

今回要綱の一部を改正しており、改正した箇所について報告させていただきます。

まず第3条(対象者)をご覧ください。今まで補助金の対象となる者について「市内に事務所又は事業所を有し、飲食、物販、医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者」としていたものを「市内に事務所又は事業所を有し、飲食、物販、医療不特定多数の者が利用する事業を行う事業者」へ変更しました。

これは改正前の文言だと補助金交付対象者が「障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者」に限定されていることから、見込まれる見込まれないにかかわらずあらゆる事業において、障害者も利用できるようにするべきであることを踏まえ、「障害者の利用が見込まれる事業を行う」という文言を削除いたしました。

続いて第6条をご覧ください。こちらは補助金交付申請について記載した項目で、要綱改正後は「市が主催する出前講座(「ノーマライゼーションってなに?」)を受講後」という文言を加えました。

どのような場面でどういった合理的配慮の提供が必要になるかというのは、配慮を受ける方の障害の種別だけではなく、配慮を提供する側の業態や場面によっても大きく異なるものであり、パンフレット等による一般的な説明だけでは難しい場面もあるのではないかと感じます。

出前講座の中では、総論的な説明のほかに、その事業者の業種ならではの困りごとやよくある事例などに市職員が対応・説明することができるため、出前講座を行うことで合理的配慮の提供に関して正確に理解を深めていただくことができ、事業者による障害のある方への対応における不安感が軽減されるのではないかと考えております。

その他今回の改正に基づき、要綱の施行日、要綱の効力が失われる期限日、申請時に提出いただく申請書である様式第1号に修正を加えております。

以上が「さいたま市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付要綱改正」についての報告となります。

(大村委員長)

ご報告どうもありがとうございました。

ただいまの説明ですね差別相談票についてはすでに変更して実施済み、それから今現在この様式で行っているということ。

それから補助金の交付要綱についても、こちらが実際に変更、改正後の要綱の方、ご協議いただいたということになります。

これに関わって皆様方から何かございますでしょうか。

はい。冒頭では、丸山委員からこの改正について歓迎する、そういうコメントもあったかと思っておりますので、前向きに、私達もとらえて、それからできるだけ、このこと

を私たち、委員ですので、委員の立場で知った立場ですので、ぜひ、いろいろと広報したりそれから広めていったりってことができるといいかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

それではですね、こちらでご用意した議題は以上となりますけれども、その他、委員の皆様方で何かその他としてご報告などをお持ちの方がいらっしゃるでしょうか。

丸山委員、お願いいたします。

(丸山委員)

丸山です。ちょっと時間ないのかもしれないんですけど、災害対策基本法等の一部を改正する法律というのが、能登半島地震などを踏まえて6月に公布されています。

これについて、さいたま市で対応を進められているかについて確認させていただければと思います。

例えば視覚障害者被災者支援ですと日本盲人福祉委員会の被災者支援チームというのが国の、被災者支援団体としての登録を計画しているという情報をいただいています。このような団体から、被災者、被災障害者のリストや避難状況など問い合わせを出す際に、さいたま市として対応できる準備を進められていますでしょうか。

また、避難所、それから在宅、広域避難など、いろんな状況に、ある被災者援護サービスとして、例えば視覚障害者の方の場合は、移動支援、それから、視覚障害者にも伝わる情報提供が必要となりますが、そのような、サービスの提供が可能なように準備されていますでしょうか。

市だけでなかなか難しいところもあるかと思えますけど埼玉県とか埼玉県眼科医会とか障害者当事者団体などと、連携してぜひ準備を進めていただくようお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうかというのが、発言です。以上です。

(大村委員長)

丸山委員ありがとうございます。

障害のある方が災害被災しますと、特に東日本大震災のときなどは、人命が2倍失われてしまっているというそういう結果もありますので、非常に障害のある方の生活にとっては重要な案件かなというふうに思っておりますが、さいたま市もいろいろな会議体がありますので、一体どこがどういう形で所掌して、進めているのかっていうところも含めて、事務局の方で、何か、このコメント、それから返答あるでしょうかお願いいたします。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。

先ほど丸山委員からご質問ありました災害対策基本法改正の件でございます。

まずこちらについて防災部局とあと避難行動要支援者名簿等を所管している福祉総務課の方に情報確認したところ、まずは1点目の被災者援護協力団体の登録制度といったものが改正で創設されたところでございます。お話ありました通りこれまでの災害等で協力いただいたNPOとかボランティア団体等に対して災害発生当初からスムーズに被災者等の情報提供できるようにするために、この被災者援護協力団体

としてあらかじめ登録ができるという制度が創設されたところでございます。

この準備について現時点での状況というところなのですけれども、防災課と、避難行動要支援者名簿の作成提供先同意等の担当所管である福祉総務課の方に確認したところなのですけれども、まだ現時点では詳細な情報が来ていないので引き続き情報収集を行っており、具体的な動きはまだということです。

続いてもう1点目の災害救助法の9条に福祉サービスの提供が追加された。災害対策基本法でも、福祉サービスの提供といったものが明記されたことですね、こちらなんですけれども先ほど丸山委員がおっしゃられた通り、このことによって、例えば避難所や在宅避難されている方に対し、福祉サービスの提供をした際に、後程、この災害救助法に基づく、費用が支弁されることになるということになりましたので、災害時に避難所等における福祉サービスの提供っていったものも今後は、進むことになる野ではないかと認識してるところでございます。

ただ、こちらについてもちょっと現時点ではまだ詳細が内閣府等から来ておらず、引き続き情報収集を行って具体的な動きはまだされていないというのが現状でございます。

いずれも過去の災害時での対応とか先行事例等の情報を収集してさいたま市ではどう取り組んでいくかということが、検討事項になろうかと思われま。

なお、災害対策の関係なのですけれども本件についてはさいたま市の障害者総合支援計画にも記載されております。

後程ご確認いただきたいのですけれども計画の基本目標の4というところに障害者の危機対策に係る、記載がございます。それに関係することで重要な視点でありますことから、この権利擁護委員会だけでなく、障害者施策を審議する障害者政策委員会で議論する内容と考えられますので、丸山委員の方からご質問があった点、ご意見も含めて、障害者政策委員会で報告して、次期計画策定、そちらの際の視点として参りたいというふうに考えているところでございます。

(大村委員長)

丸山委員いかがでしょうか。

(丸山委員長)

ありがとうございます。また政策委員会の方も含めまして、こちらでも次回以降また報告、状況について伺えればと思います。

(大村委員長)

ありがとうございます。

議題、その他、皆様の方でいかがでしょうか。

特にないようですので、それでは、こちらですべての議事が終了したということになります。進行にご協力くださってどうもありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

## 4. 閉会

(事務局)

委員長ありがとうございました。

最後に1点私の方から情報提供でございます。手話言語条例の関係でございます。

6月の11日に、さいたま市議会でさいたま市手話言語条例が議決され、同日から施行となりました。

それと先週、衆議院、国会で手話に関する施策の推進に関する法律といったものも可決されました。

以上の通り、立て続けに手話に関する法令が成立したところでございます。

今後もこの法令や、ノーマライゼーション条例をうまく活用しまして、さらなる手話の普及につなげていきたいと考えているところでございます。

障害のある方への理解、周知啓発に、直結することになるかと思いますので引き続き皆様と連携して、この手話に関する施策推進もして参りますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日は長時間にわたりまして、貴重なご意見をちょうだいいたしまして誠にありがとうございました。

次回の日程でございますが、年明けの令和8年1月27日の火曜日を予定しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、会議の進行にご協力いただきありがとうございました。